

長崎労働局発表  
令和4年6月29日（水）  
公開 頭撮り可（諮問まで）

【照会先】  
長崎労働局労働基準部  
賃金室長 平野 詠之  
賃金室長補佐 木場 孝行  
電話 095-801-0033  
FAX 095-801-0031  
e-mail : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

## 「長崎県最低賃金」の改正の調査審議がスタートします

～7月6日、長崎地方最低賃金審議会に改正の調査審議を諮問～

長崎労働局長（小城 英樹<sup>こじょう ひでき</sup>）は、下記により開催される令和4年度第1回長崎地方最低賃金審議会において、「長崎県最低賃金」（現行時間額821円）の改正について調査審議の諮問を行います。

これを受けて同審議会では、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など長崎県最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議を進めていくことになります。

記

### 1 日時

令和4年7月6日（水） 午前10時30分より

### 2 場所

TBM長崎ビル 地下第一・第二貸会議室  
（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル）

### 3 議題（予定）

- （1）長崎県最低賃金の改正諮問について
- （2）長崎県最低賃金専門部会の設置等について
- （3）参考人の意見聴取について
- （4）事業場実地視察について
- （5）審議会の公開について
- （6）審議日程等について
- （7）その他

### 4 取材について

傍聴または取材を希望される方は、別添「令和4年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会の開催について」の別紙1により、上記【照会先】に記載のFAX、電子メール等にて、令和4年7月1日（金）17時15分までにお申し込みください。

※ 長崎労働局ホームページ；

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/news\\_topics/new-information/shingikai-22062104.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/news_topics/new-information/shingikai-22062104.html)

